

みやざき材活用施設設置支援事業（県内）補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 2 日

環境森林部山村・木材振興課

（趣旨）

第 1 条 県は、民間事業者等が行う、県内における県産材を活用した P R 効果の高い民間施設の施設整備等を支援することにより、宮崎県産材の販路拡大を図るため、予算で定めるところにより、みやざき材活用施設設置支援事業（県内）実施要領（令和 年 月 日定め。以下「要領」という。）に定める事業実施主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 県税に未納がないこと。
- （2） 地方税法（昭和25年法律第226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- （3） 前条の補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （4） その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

(申請書に添付すべき書類等)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、要領に定める事業計画書の提出時から内容に変更がない場合は、第1号から第3号までを省略することができる。

- (1) 補助対象経費が確認できる設計書等
- (2) 内容が分かる図面等
- (3) 木材使用量が確認できる木拾い表等
- (4) 県税の納税義務が発生する者にあつては、第2条第1号に係る納税証明書
- (5) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (6) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第 10 条 この補助金は、概算払により交付する。

- 2 補助金の交付請求をするときは、概算払請求書（別記様式第 5 号）を知事に提出するものとする。
- 3 概算払請求書を提出した場合は、管轄の西臼杵支庁又は農林振興局の長が概算払に基づき実施する事業の進捗及び現地調査を受けるものとする。

(事業完了届等)

第 11 条 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、補助事業完了後速やかに事業完了届（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により事業完了届を受けたときは、所轄の西臼杵支庁又は農林振興局の長は、事業完了届に基づき現地調査を行い、確認調書（別記様式第 7 号）を環境森林部長へ提出するものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第14条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(1) 事業実績書（別記様式第 1 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 2 号）

- 2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第 8 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第 13 条 規則第21条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数 5 年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（書類の経由機関）

第 15 条 規則及びこの要綱の規定より知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長（以下「農林振興局長等」という。）を経由しなければならない。ただし、知事が農林振興局長等を経由することが適当ではないと認める場合にはこの限りではない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 日から施行し、令和 7 年度の予算に係るみやざき材活用施設設置支援事業（県内）補助金から適用する。